

諮問番号：平成24年諮問第3号 諮問日：平成24年2月28日
答申番号：平成23年度答申第6号 答申日：平成24年3月15日
件名：「議員会館内通行証交付申請書」の開示に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「議員会館内通行証交付申請書」につき、その一部を不開示としたことは妥当である。

第2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「特定議員に係る『議員会館内通行証交付申請書』」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成24年1月31日付け参庶文発第4号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が一部を不開示としたことについて、その取消しを求め、不開示部分のうち議員会館内通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがな（以下「当該情報」という。）を開示すべきというものである。

2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

参議院は、平成23年7月22日付け、参庶文発第14号「事務局文書開示通知書」において、「特定議員に係る『秘書記章交付申請書』」のうち、公設議員秘書（国会法（昭和22年4月30日法律第79号）第132条に規定する秘書を言う。以下同じ。）の氏名、所属議員名、公設議員秘書の氏名（ふりがな）、性別、庶務部議員課秘書係の印影、記章番号、ローマ字表記氏名並びに記章受領者氏名を開示している。当該事件においては、公設議員秘書の氏名（ふりがな、ローマ字表記を含む）及び性別については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号に定める「個人に関する情報」には該当していない。

公設議員秘書は国家公務員であって、私設議員秘書（公設議員秘書以外に、参議院議員が採用した議員秘書を言う。以下同じ。）は議員が自ら採用する秘書であるが、その職務内容についてはほぼ相違はなく、また、私設議員秘書は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成5年4月28日両院議長協議決定）第19条第4号ロに定める議員秘書としての在職期間に合算できる職務とされており、同第24条に定める政策担当秘書研修を修了することで、選考採用審査認定を受ける要件を充足できるなど、公設議員秘書に準ずる身分を有していることは間違いない。

先の例に照らせば、当該情報は、法第5条第1号に定める「個人に関する情報」に該当せず、開示すべきである。仮に「個人に関する情報」であっても、同号ただし書きにおいて、特定の

個人を識別することができるものであっても「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は開示しなければならないとされており、類似の前例によって開示の例があることから、開示すべきである。

第3 事務局の説明の要旨

1 本件対象文書

本件対象文書は、事務局管理部管理課議員会館監理室が保有する事務局文書であり、議員会館内通行証（以下「通行証」という。）の交付を求めるため、特定議員が参議院議員会館自治委員長あてに提出したものである。

2 不開示理由の要旨

本件対象文書の不開示部分は、「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、また、同号ただし書イからハのいずれにも相当しない。よって、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することから、不開示とした。

3 苦情申出人の主張に対する所見

通行証は、参議院議員からの申出により発行するものであり、その対象者は私設議員秘書に限られていない。したがって、以下、通行証の交付を受ける者が私設議員秘書の場合とそれ以外の場合に分けて記述する。

(1) 私設議員秘書の場合

苦情申出人が主張するように、事務局は、事務局文書開示通知書（平成23年7月22日付け参庶文発第14号）において、「特定議員君に係る『秘書記章交付申請書』」（以下「当該事務局文書」という。）のうち、公設議員秘書の氏名、ふりがな等を開示した。しかしながら、参議院事務局情報公開苦情審査会は、当該事務局文書の一部開示に係る苦情の申出に関する答申（平成23年度答申第1号）において、「議員秘書の氏名等の公表に係る各会派申合せ」が規程第3条ただし書に定める「参議院の決定（参議院における会派間の合意を含む。）」に該当し、その効力は当該事務局文書にも及ぶため、当該事務局文書は規程第3条ただし書に定める事務局文書に該当すると認められる、と判断している。この答申に鑑みれば、法第5条第1号に定める個人に関する情報に該当しないとして公設議員秘書の氏名、ふりがな等の情報を開示した上記の事例をもって、私設議員秘書の氏名、ふりがな等の情報もまた「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは言えない。

また、苦情申出人は、私設議員秘書が公設議員秘書に準ずる身分を有していることは間違いないと主張している。しかしながら、公設議員秘書は、国家公務員法（昭和22年10月21日法律第120号）の規定により、特別職の国家公務員の身分を有しており、国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成2年6月27日法律第49号）により、その採用等に当たって所属する院の議長に届け出ること、その給与等は国庫から支払われることが定められている。これに対して私設議員秘書は、国家公務員の身分を有しておらず、採用等に当たって所属する院の議長に届け出ことは必要なく、またその給与等も国庫から支払われるものではない。私設議員秘書と公設議員秘書のこうした相違点に鑑みれば、私設議員秘書が公設議員秘書に準ずる身分を有しているとまでは言い難い。

さらに、政府の情報公開・個人情報保護審査会は、「『各国反応』につづられている文書の一部開示決定に関する件」（平成23年度（行情）答申第415号）において、国会議員の秘書の姓について、「これらの部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、法5条1号本文前段に該当する。そして、これらの情報が法令の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは言えず、同号ただし書ロ又はハに該当する事情も見当たらない。さらに、上記各部分は個人識別部分に該当すると認められるので、法6条2項による部分開示の余地もないことから、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。」と判断している。また、同答申以外にも、国会議員の秘書又はスタッフの氏名について不開示としたことは妥当である旨の答申例（平成17年度（行情）答申第238号、平成21年度（行情）答申第24号及び平成23年度（行情）答申第264号）が存在する。

以上のことから、当該情報は、法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書イないしハに相当するものではない。したがって、当該情報は、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、なお不開示とすべきである。

（2）私設議員秘書以外の場合

私設議員秘書以外の者に係る本件対象文書に記録された当該情報は、いずれも「個人に関する情報」であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、法第5条第1号本文前段に相当するが、同号ただし書イないしハに相当するとは言えない。したがって、当該情報は、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、なお不開示とすべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ①平成24年 2月28日 諮問の受理
- ② 3月15日 事務局の職員（管理部管理課議員会館監理室長）からの説明の聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおりであって、「特定議員に係る『議員会館内通行証交付申請書』」である。

事務局が、本件対象文書のうち、通行証の交付を受ける者の氏名、ふりがな等を「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、同号ただし書イからハのいずれにも相当しないため、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することを理由に不開示としたところ、苦情申出人から不開示部分のうち、通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがな部分の開示を求める苦情の申出がなされた。

以下、事務局不開示情報該当性について検討する。

2 事務局不開示情報該当性について

通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがなは、個人に関する情報であって、特定の個人を

識別することができるものであるため、法第5条第1号に定める不開示情報に該当する。

事務局における議員会館内通行証交付申請書の取扱いについて確認したところ、当該申請書は、通行証の交付、管理等のため事務局が取得するものであって、その他の目的に利用することとはなく、また、当該申請書に記録された情報を公にすることはないとのことであった。議員事務室に恒常的に出入りする者の氏名を公にする必要性は特に考えられず、事務局の説明に不合理な点は認められない。

よって、通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがなについては、法第5条第1号ただし書イに該当せず、さらに同号ただし書ロ又はハに該当する事情も見当たらない。また、当該氏名及びふりがなは個人識別部分に該当すると認められるため、規程第5条第2項による部分開示の余地もない。

したがって、その他の苦情申出人の主張について検討するまでもなく、通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがなは、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当すると認められる。

3 議員会館内通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがなを不開示としたことの妥当性

以上のことから、通行証の交付を受ける者の氏名及びふりがなを不開示としたことは妥当であると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇